

大崎市学校教育環境整備指針 要約版

大崎市教育委員会

1. 大崎市が目指す教育環境の理念

大崎市学校教育環境整備指針は、日本国憲法第26条及び教育基本法第4条の教育の機会均等の観点から、その公平性を確保するよう努め、「子どもたちにとって望ましい教育環境とは」という視点を基本とし、大崎市総合計画の実現に向け策定したものである。

大崎市が目指す教育環境整備の全体像

大崎市総合計画第3章第1節 未来を担う子どもたちの教育環境の充実

- 安全・安心で等しく教育が受けられる環境づくり
- 教育効果を高めるための環境づくり
- 市民ニーズに対応した教育施策と資質の向上

2 策定の経過

大崎市の中長期的な教育環境のあるべき方向性と基本方針を明確にするため教育環境整備指針の策定を行った。

策定に当たっては、教育委員会のみならず、市の関係部署と市民代表で構成する検討組織での協議検討、住民説明懇談会やパブリックコメントの実施、さらに、各種専門分野に属する方々からなる審議会での審議等を実施した。

年度	H20.3	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
検討・審議 組織	*大崎市学校教育環境部内検討委員会	*大崎市学校教育環境検討委員会 *大崎市学校教育環境検討庁内調整会議			*大崎市学校教育環境整備指針審議会
市民参画				*住民説明懇談会 (31小学校区) *保護者アンケート	*パブリックコメント *住民説明懇談会 (11中学校区)

3 教育環境の目指す姿と推進手法

未来を担う子どもたちの教育環境の充実に向け、次の10項目について、検討細項目ごとに検討し教育環境の目指す姿を将来像として掲げ、これらを達成するために、年次ごとに事業の推進手法を計画した。

事業の実施期間

事業実施期間は12年間

- ・前期計画は、平成24年度から平成26年度までの3年間
- ・後期計画は、平成27年度から平成35年度までの9年間（3年間ごと見直し）

年度	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
事業期間	← 計画期間（12年間） →											
事業区分 （前期・後期）	← <前期計画> →			← <後期計画> →								
見直し計画 ※見直し時期			※	← →					※	← →		
							※	← →				
										※	← →	

大崎市教育委員会（以下「教育委員会」）は、平成18年3月31日に大崎市が誕生して以来、1市6町それぞれが長い間培ってきた教育行政を継承しつつ、平成19年に策定された大崎市総合計画第3章第1節の「未来を担う子どもたちの教育環境の充実」の実現に向け様々な取り組みを行ってまいりました。

しかしながら、少子高齢化が急速に進んでいる現状と財政が窮乏化する中、いかに子どもたちにとって最良の教育環境を整備していくべきかを検討し、大崎市として中長期的な教育環境の基本方針を明確にする必要があります。

そのため、平成20年3月に大崎市学校教育環境部内検討委員会を設置し、教育環境整備に係る全体スケジュールを決定、平成20年10月に市職員で構成する「大崎市学校教育環境検討庁内調整会議」と市民で構成する「大崎市学校教育環境検討委員会」の2つの検討組織を設置し、2年3か月の期間をかけ『大崎市学校教育環境整備指針基本原案』を策定いたしました。

さらに、学識経験者をまじえた市民による「大崎市学校教育環境整備指針審議会」に対し、基本原案を整備指針案として諮問し、審議会から平成23年12月26日に答申をいただいております。

このような検討結果及び審議経過を経て、ここに『大崎市学校教育環境整備指針』を策定いたしました。

本指針は、検討委員として参画いただきました各地域のまちづくり協議会委員やPTA連絡協議会の皆さまから、さらに、住民説明懇談会やパブリックコメントなどで貴重なご意見をいただき策定することができました。多くの皆さまのご協力に心から感謝するものです。

大崎市は宮城県の北西部に位置し、東西に80kmの距離があるため地勢・地理的条件にも差異があることなどの地域性について配慮しながらも、教育環境の平等性と安全・安心を確保しつつ“子どもたちにとって望ましい教育環境整備”を基本に地域の方々と共に教育環境の充実を目指してまいります。

平成24年3月

大崎市教育委員会

子どもたちにとっての望ましい教育環境整備に向けて

第1項 幼稚園教育の方向性と民間活用の拡大

将来像

○保護者や市民ニーズに対応した幼児教育の施策展開と資質向上が図られている。

- 検討細項目
- ①幼児教育の重要性と行政の役割
 - ②公立幼稚園の整備
 - ③公立幼稚園における住民ニーズ
 - ④私立幼稚園の教育と行政の役割
 - ⑤民間活用の妥当性・可能性と推進手法



推進手法〈事業計画〉

前期計画

- ・国における「子ども・子育て新システム」の検討経過を踏まえながら、幼児教育と子育て支援に関する事務の一体化に向けて、庁内幼保連携会議を早急に設置する。
- ・幼稚園や保育所と小学校の連携協力校を設置し、子どもたちや教職員の交流・連携事業を実施する。
- ・公立幼稚園と私立幼稚園の連携を目的とした、(仮称)市内幼稚園連絡協議会を設置する。
- ・事業補助を目的とした新たな補助施策について検討する。

後期計画

- ・公立幼稚園の整備手法として、保育・子育て支援担当課と連携し、幼保一元化施設も含めて整備計画着手に努める。
- ・公立幼稚園の民営化については、現時点では多くの課題があると判断しているが、国における「子ども・子育て新システム」の制度設計を踏まえた上で、引き続き検討する。
- ・長期休業日の預かり保育については、地域要望も踏まえて、実施の方向で検討する。

第2項 通学区域の設定と区域外通学の弾力的運用

将来像

- 学校の地理的状況や通学距離、通学路の安全性が考慮された通学区域が設定されている。
- 学校の指定変更や区域外通学が、児童生徒の教育環境に配慮されている。

- 検討細項目
- ①児童生徒数の推計
 - ②通学区域の設定方針
 - ③学校の指定変更や区域外通学の弾力的運用方針

推進手法〈事業計画〉**前期計画**

- ・毎年行う児童生徒数の推計をウェブサイトで公表する。
 - ・隣接校との距離や地理的条件、保護者・地域要望等から通学区域の変更を検討し、素案を作成する。
- なお、小学校の統廃合が関連する場合は、統廃合後の通学区域も考慮した対応とする。
- ・児童数増加による大規模校対応策としての通学区域の変更は行わず、増改築等で対応する。

後期計画

- ・児童数増加による大規模校対応策は、通学区域の変更も含めて検討する。
- ・学校の指定変更と区域外通学については、事務取扱要綱の見直しを検討する

第3項 教育施設再編の必要性と統廃合の推進**将来像**

- 教育効果を高めるための将来的な標準規模の要件が満たされている。
- 教育課程における新たな制度が導入されている。
- 統廃合後の施設が有効に活用されている。

- 検討細項目**
- ①児童生徒数の推計
 - ②将来的な標準規模と適正配置の基本方針
 - ③前期・後期の統廃合計画

推進手法〈事業計画〉**前期計画**

- ・中山小学校と鳴子小学校の統合を推進する。
- ・下伊場野小学校と松山小学校の統合を推進する。

後期計画

- ・清滝小学校、長岡小学校、宮沢小学校、富永小学校の統合を検討する。
- ・岩出山地域の小学校の統合を検討する。
- ・鬼首小学校を除く鳴子温泉地域の小学校の統合を検討する。
- ・東大崎小学校、西古川小学校、志田小学校、高倉小学校の統合を検討する。
- ・田尻地域の小学校の統合を検討する。
- ・鹿島台地域の小学校の統合を検討する。
- ・鬼首小学校の小規模特認校制度導入を検討する。
- ・鳴子温泉地域における小中一貫教育導入の可能性を検討する。
- ・小中連携教育は三本木地域から検討し、その後は中学校区に小学校が一枚となった場合に検討する。

第4項 教育現場への人的支援体制の充実

将来像

- 教員補助員をはじめとする人的配置率が向上し、きめ細かな指導が図られている。
- 相談業務における人的体制と事業内容の整備が図られている。
- A L Tの活用と外国人子女への対応が図られている。

- 検討細項目
- ①教員補助員
 - ②図書館補助員
 - ③スクールカウンセラー
 - ④子どもと親の相談員
 - ⑤スクールソーシャルワーカー
 - ⑥外国語指導助手
 - ⑦外国人子女への学習・生活指導者

推進手法〈事業計画〉

前期計画

- ・教員補助員や図書館補助員は、人材バンクや学校支援地域本部を活用し、学校と地域との連携による運営体制を検討する。
- ・各種相談員の連絡会を立ち上げ、期別ごとに年3回の連絡会議を実施する。
- ・相談業務の事業効果を高めるため、事業の一元化を図る。

後期計画

- ・小学校へのA L Tの配置を検討する。
- ・外国人子女への対応については、人材バンクも活用した地域連携方策を検討する。



第5項 適正なスクールバスの運行

将来像

○市全域の統一したスクールバス運行基準のもとに、安全で安心な通園・通学が確保されている。

- 検討細項目**
- ①運行基準に係る統一性の確保
 - ②保護者負担の妥当性
 - ③運行路線の再構築
 - ④遠距離通学費補助金の拡充

推進手法〈事業計画〉

前期計画

- ・スクールバス運行基準の統一と、遠距離通学費補助金の見直しを行う。
- ・スクールバス運行の民間委託を完了する。

第6項 幼稚園等・小学校・中学校の連携

将来像

○「小1プロブレム」や「中1ギャップ」などの教育問題解決に向けて、幼稚園等・小学校・中学校の連携が図られている。

- 検討細項目**
- ①園児・児童の交流事業実施
 - ②教育課程の連携（幼稚園等・小学校）
 - ③教育課程の連携（小学校・中学校）
 - ④教職員の情報交換と課題研究

推進手法〈事業計画〉

前期計画

- ・子どもたちや教職員の交流・連携事業を推進するため、校種間連携会議を設置する。
- ・幼稚園や保育所の保護者を対象に、小学校入学に向けた（仮称）子育てステップ学級を開催する。

後期計画

- ・小学校における教科担任制の導入を検討する。

第7項 学校給食の安全確保と計画的な施設整備の推進

将来像

- 学校給食基本構想・基本計画に基づく施設整備が計画的に行われている。
- 学校給食における安全な食材の確保，地産地消と食育の推進が図られている。

検討細項目 ①学校給食基本構想・基本計画に基づくセンター方式の計画的な施設整備の推進

推進手法〈事業計画〉

前期計画

- ・学校給食を生きた教材として活用するため，「栄養教諭や栄養職員（栄養士）」による食育の指導を行い，食に関する正しい知識と食を選択する力，食にかかわる感謝の心を育成する。
- ・安全で安心な地場産食材の利用拡大と地産地消の推進に向けて，大崎市の特別栽培米と大崎市産の食材による市内統一地場産給食の日を実施する。
- ・学校給食センターの運営実態を理解してもらうため，保護者や地域住民を対象とした施設見学会，給食試食会を実施する。
- ・大崎南学校給食センターの調理能力に応じ，配送先を拡大する。

後期計画

- ・幼稚園から中学校までの完全給食の実施に向けて，松山地域と鹿島台地域の学校給食センター整備計画を検討する。
- ・鳴子中学校給食室に学校給食センター機能を持たせるため，給食室改修工事を検討する。
- ・既存の学校給食センターの配送エリア再編を行い，古川地域の学校給食センター化を検討する。



第8項 教育施設設備の計画的整備

将来像

- 安全・安心な教育施設で子どもたちが学習できるように、計画的な施設整備が行われている。
- 緑に囲まれた環境で、子どもたちが生き生きと学習している。

- 検討細項目 ①教育施設の耐震補強、大規模改造工事の実施
②長期的な施設整備計画の策定と計画的実施

推進手法〈事業計画〉

前期計画

- ・市立小・中学校の耐震補強工事を完了する。
- ・児童数の推移及び統廃合を見据えた施設整備計画に着手する。
- ・市立小・中学校の緑化推進計画策定に着手する。

後期計画

- ・市立小・中学校の施設整備計画で検討している事業を推進する。
- ・地域住民、行政、関係機関により、統廃合後の校舎や校庭などの利活用について協議する。



第9項 園児及び児童生徒の危機管理体制構築

将来像

- 子どもたちにとって安全・安心な教育施設として整備されている。
- 子どもたちを危険から回避するために、教職員や地域住民の意識向上と体制づくりが図られている。

- 検討細項目**
- ①園舎，校舎等の安全確保対策
 - ②園内，校内における教職員の危機管理対策
 - ③園外，校外における危機管理対策

推進手法〈事業計画〉

前期計画

- ・教育施設・設備等の危険度判定や安全点検を定期的を実施する。
- ・園内外，校内外における安全指導や安全教育を行い，手引きやしおりを作成する。
- ・火災や地震の避難訓練，不審者侵入時対応訓練を定期的を実施し，結果報告書に基づいて，実践に即したマニュアルを作成する。
- ・各種機器の使用講習会や救急救命講習を，幼稚園，小・中学校単位で開催する。

後期計画

- ・地域住民が学校支援を行うための体制をサポートする学校支援地域本部を推進母体とし，関係機関と連携を図りながら，安全・安心な教育環境づくりに向けた施策を展開する。



第10項 地域との連携強化

将来像

○学校と地域社会が連携し、子どもたちが地域に支えられ学び育っている。

検討細項目 ①学校支援の仕組みづくり

推進手法〈事業計画〉

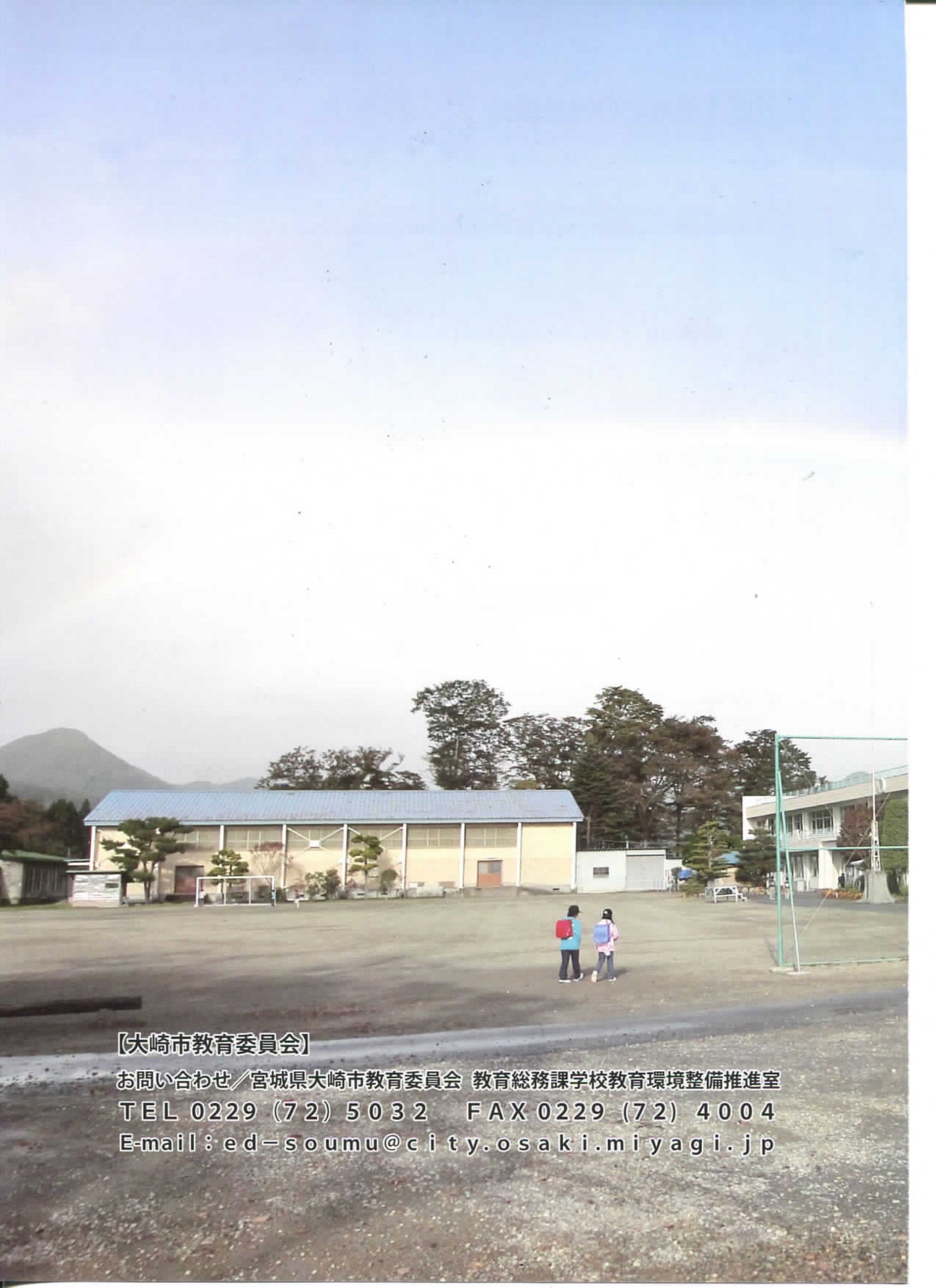
前期計画

- ・学校支援地域本部を市内全地域に広めるため、地域との推進組織を設置する。
- ・人材バンク登録要綱を定めて、市内小・中学校単位で人材バンク登録を実施し、市全体の名簿を作成する。
- ・市立全小・中学校で学校評議員制度を活用し、地域社会に開かれた学校づくりを一層進めていく。
- ・市立小・中学校の情報提供拡大を図るため、ウェブサイト作成講習会を実施する。

後期計画

- ・図書館事業や生涯学習事業において、学校教育との事業連携拡大を検討する。





【大崎市教育委員会】

お問い合わせ／宮城県大崎市教育委員会 教育総務課学校教育環境整備推進室
TEL 0229 (72) 5032 FAX 0229 (72) 4004
E-mail: ed-soumu@city.osaki.miyagi.jp